

三越友の会

MITSUKOSHI

店舗案内

オンラインショッピング

企業情報

三越トップ | ご利用ガイド | サイトマップ

三越カード・各種サービス  
三越友の会のご案内

友の会について

会則

入会者は、本契約約款(会則)を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社三越友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面(ハガキ、封書)を発送した時から生じます。この場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額お返しします。

三越友の会契約約款(会則)

株式会社三越友の会

第1条 名称等

本会の名称は三越友の会と称します。

本会は東京都中央区日本橋室町1丁目6番3号所在の株式会社三越友の会が運営いたします。

第2条 目的

本会は、三越をご愛顧くださる個人のお客様に入会いただき、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的といたします。

第3条 特典

- (1) 会員はボーナスの特典を受けられます。
- (2) 観劇、提携施設等の優待割引や、随時、本会が企画する各種催物にも参加できる等各種の特典がございます。
- (3) 本会の各種特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金を払い込みの会員に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書(受取書)の発行

- (1) 本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書とともに  
イ. 予約金(第1回分お積立金額)を添えて直接友の会受付へお申し込みいただく方法  
ロ. 予約金(第1回分お積立金額)より預金口座自動振替にてお申し込みいただく方法  
がございます。
- (2) 本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立といたします。  
契約成立とともに予約金は第1回分の積立金といたします。  
なお、入会月は(イ)の場合第1回分積立金払い込み月の入会といたします。(ロ)の場合第1回分お積立金の預金口座振替決済完了月の入会といたします。
- (3) 積立金総額から第1回分を除いた積立金残高については、次の表に記載されている内容に基づき本会へ払い込みください。  
但し、(ロ)の場合2回目以降は預金口座自動振替とさせていただきます。  
なお、積立途中でのコース変更及び1口の積立金総額の変更はできません。

| コース     | 積立金総額    | 毎月の積立金  | 積立の期間<br>及び回数 |
|---------|----------|---------|---------------|
| 5,000円  | 60,000円  | 5,000円  | 1ヵ年<br>12回    |
| 10,000円 | 120,000円 | 10,000円 |               |
| 30,000円 | 360,000円 | 30,000円 |               |
| 50,000円 | 600,000円 | 50,000円 |               |

| 払い込み方法                 | 払い込み期限 |
|------------------------|--------|
| ・当会窓口持参                | 毎月末日迄  |
| ・自動振替<br>(銀行・郵便局手数料無料) | 毎月23日  |
| ・銀行振込<br>(手数料会員様ご負担)   | 毎月22日迄 |

- (4) 預金口座自動振替をご利用の場合、継続して入会を希望される方は、積立金を引き続

三越友の会のご案内

友の会について

- 三越友の会って何?
- お積立コースについて
- ご入会・お積立手続きについて
- 満期と引換方法について
- ご継続について
- お買物カード(ICカード)のご利用方法について
- 会則
- お問合せ

入会のご案内

入会申込み

資料請求

会員専用ページ

イベント情報

会報誌(エムヴール)

ご優待提携施設案内

お問合せ

よくあるご質問

三越友の会トップへ

▶ 三越の各種サービス

き預金口座自動振替により引き落としさせていただきます。

- (5) 払い込みされた積立金については、所定の領収書(受取書)を積立金払い込みの都度発行いたします。金融機関をご利用の場合は、その領収書又は通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書(受取書)は、お買物カードとしてのご利用手続きが完了するまで保管願います。
- (6) 銀行(金融機関)等への預金と異なり、払い込みされた積立金には利息は発生いたしません。

#### 第5条 会員証

- (1) 契約成立とともに会員になられた方には会員証をお渡しいたします。  
会員証は、積立金完納及び満期後、所定の手続きにより、このカード1枚で会員証及び商品等とお引換えできるお買物カードとしてのご利用ができるようになります。  
解約の際、及び解約後商品等にお引換えになられて残額が0円になった際は、会員証をご返却ください。なお、お渡しした会員証は他人への譲渡はできません。  
また、商品等にお引換えするまで盗難、紛失等には充分ご注意のうえ大切に保管してください。
- (2) 会員証の盗難、紛失の場合にはすみやかに本会及び所轄の警察署へお届けください。所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき税込525円の手数料をいただきます。  
また、旧会員証は無効とします。

#### 第6条 住所変更などの届出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等について変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。  
この届出が無い場合には、本会への届出済みの内容に従って本会が発した通知は会員に到達したものとみなします。  
また、上記変更について本会に届出が無い場合には、お買物カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合がありますので、ご注意ください。

#### 第7条 積立金完納とお買物カードとしてのご利用手続き等

- (1) 積立金の完納は、積立金総額を積立期間の最終月まで毎月継続して払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。  
積立金完納及び満期後、満期のご案内を郵送にて行います。
- (2) 本会は契約約款(会則)による積立金完納及び満期後所定の手続きをもって、会員証を次のコース別のお買物カードとしてのご利用ができるようにいたします。  
イ. 5,000円コースの場合／お積立総額60,000円にボーナス  
5,000円を加えた合計65,000円相当のお買物額。  
ロ. 10,000円コースの場合／お積立総額120,000円にボーナス  
10,000円を加えた合計130,000円相当のお買物額。  
ハ. 30,000円コースの場合／お積立総額360,000円にボーナス  
30,000円を加えた合計390,000円相当のお買物額。  
ニ. 50,000円コースの場合／お積立総額600,000円にボーナス  
50,000円を加えた合計650,000円相当のお買物額。
- (3) お買物カードとしてのご利用手続き(会員証・満期通知票・印鑑をご持参ください。)は、積立金完納及び満期後1ヵ月以内の一定日以後に、入会の三越友の会窓口にて承ります。  
このお買物カードとしてのご利用はご本人に限ります。
- (4) お買物カードは商品にお引換えするまで盗難、紛失等に充分ご注意の上大切に保管してください。紛失、盗難の場合にはすみやかに本会及び所管の警察署へお届けください。
- (5) お買物カードを安全にご利用いただくため、お買物ご利用限度額を65,000円単位で設定することができます。

#### 第8条 商品引換え等

お買物カードをご提示頂ければ、株式会社三越における取扱い商品等のうち、お買物カードのお買物可能残額から商品等をお引換えになられた残額の範囲内で商品等とお引換えいたします。但し、商品券・ギフト券・ビール券・金地金・収入印紙・切手・JR券・航空券等、また、三越友の会お買物ご優待証、三越カード、お帳場カード、株主ご優待券等の三越優待制度によるお買物のお支払い(売掛の場合も含みます。)、その他特に指定するものは除かせていただきます。詳細は友の会窓口にお問い合わせください。  
お買物カードのお買物可能残額は、お買上時のレシートに記載されます。お買物可能残額確認のため、必ずレシートを保管してください。  
尚、発行済みのお買物カードをご利用の際は、会員証をご呈示ください。

#### 第9条 個人情報の利用等

- (1) 本会は、本約款に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報(入会の際に届出いただいた氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、契約コース名、前受金残高、お買物券の利用状況

等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をしたうえで収集・利用します。

- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した百貨店等関連グループ会社(株式会社三越、株式会社三越保険サービス等)は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求める事ができます。個人情報の開示請求及び利用目的通知の請求にあたっては、1回の請求にあたり手数料500円(税込み)を頂戴いたします。  
また個人情報の開示及び利用目的に関して、郵送等でご通知させていただく場合は、別途実費を頂戴することがございますので、ご了承ください。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは第14条記載の友の会窓口までお願いします。

#### 第10条 解約等

- (1) この契約は、会員の申出により、積立期間満了前に解約することができます。
- (2) 第2回以降の積立金の払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日より1ヵ月)を越えて遅滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めて、その払い込みを書面にてご報告したにも拘わらず、その期間内に払い込みがなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、この場合には、解約又は本会の特典を受ける権利を喪失させていただく場合があります。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として入会の友の会窓口にて行います。その際には、会員証と印鑑が必要となります。

#### 第11条 解約に伴う積立金等の精算

- (1) 会員が前条(1)及び(2)により解約されたときは、(1)の解約の申出の日又は(2)の期間の終了の日から45日以内に会員の選択により、既に払い込みのお積立金に相当する額を現金または商品券にて本会から受領することができます。

なお、既に払い込みの積立金相当額を請求する権利は、その事由が生じたときから5年間請求がない場合には消滅します。

- (2) 会員が前条(3)により解約されたときは、遅滞なく、既に払い込みの積立金又は商品等にお引換えされていないお買物カードの残額及びその額に法定利率を乗じた額の合計額を本会から受領することができます。  
ただし、お買物カードの残額のボーナス相当分については、法定利率分を除きます。

#### 第12条 営業保証金及び前受金保全措置等

- (1) 本会は割賦販売法に基づき、会員が払い込みの積立金及びそれに相当する商品等にお引換えされていないお買物カードの残額の合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

##### 営業保証金

東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15

##### 供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門2-8-1

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

- (2) 会員は、既に払い込みの積立金又は商品等にお引換えされていないお買物カードの残額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

#### 第13条 営業地域

本会の営業地域は全国を対象といたします。

#### 第14条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問い合わせ、苦情等は入会された友の会窓口にて承ります。

##### 株式会社三越友の会

日本橋三越友の会窓口

東京都中央区日本橋室町1-4-1

TEL 03-3274-0267

新宿三越アルコット友の会窓口

東京都新宿区新宿3-29-1

TEL 03-3225-7159

|               |  |
|---------------|--|
| 銀座三越友の会窓口     | 東京都中央区銀座4-6-16<br>TEL 03-3535-1860       |
| 池袋三越友の会窓口     | 東京都豊島区東池袋1-5-7<br>TEL 03-3987-9510       |
| 千葉三越友の会窓口     | 千葉県千葉市中央区富士見2-6-1<br>TEL 043-224-8228    |
| 仙台三越友の会窓口     | 宮城県仙台市青葉区一番町4-8-15<br>TEL 022-221-8352   |
| 札幌三越友の会窓口     | 北海道札幌市中央区南一条西3-8<br>TEL 011-222-8922     |
| 名古屋三越栄友の会窓口   | 愛知県名古屋市中区栄3-5-1<br>TEL 052-252-1650      |
| 名古屋三越星ヶ丘友の会窓口 | 愛知県名古屋市中種区星が丘元町14-14<br>TEL 052-783-3423 |
| 新潟三越友の会窓口     | 新潟県新潟市西堀通五番町866<br>TEL 025-227-7427      |
| 広島三越友の会窓口     | 広島県広島市中区胡町5-1<br>TEL 082-242-3221        |
| 高松三越友の会窓口     | 香川県高松市内町7-1<br>TEL 087-825-0768          |
| 松山三越友の会窓口     | 愛媛県松山市一番町3-1-1<br>TEL 089-931-8605       |
| 福岡三越友の会窓口     | 福岡県福岡市中央区天神2-1-1<br>TEL 092-721-5659     |
| 鹿児島三越友の会窓口    | 鹿児島県鹿児島市呉服町6-5<br>TEL 099-239-5900       |

許可番号、経済産業大臣許可、友第3019号  
この契約約款(会則)は、2006年3月1日から適用します。

[ページの上へ](#)

Copyright(C) 2006 MITSUKOSHI, LTD. All Rights Reserved.

[プライバシーポリシー](#) [セキュリティについて](#)